吸収分割に係る事後開示書類

（吸収分割会社／会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条に定める書面）

（吸収分割承継会社／会社法第801条第3項第2号に定める書面）

2021年5月7日

サワイグループホールディングス株式会社

沢井製薬株式会社

2021年5月7日

吸収分割に係る事後開示事項

（承継会社）大阪市淀川区宮原五丁目2番30号
サワイグループホールディングス株式会社
代表取締役社長　　末吉　一彦

（分割会社）大阪市淀川区宮原五丁目２番30号
沢井製薬株式会社
代表取締役社長　　澤井　健造

サワイグループホールディングス株式会社（以下「承継会社」といいます。）及び沢井製薬株式会社（以下「分割会社」といいます。）は、2021年4月1日付吸収分割契約書（以下「本会社分割契約書」といいます。）に基づき、2021年5月7日を効力発生日として、分割会社の子会社等に係る株式管理事業及び第1回無担保社債に係る社債管理事業に関して有する権利義務を会社分割の方法により承継会社に承継させる吸収分割（以下「本会社分割」といいます。）を行いました。

本会社分割に関する、分割会社に係る会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条に基づく事後開示事項、並びに、承継会社に係る会社法第801条第3項第2号に基づく事後開示事項は下記のとおりです。

記

１．吸収分割が効力を生じた日

2021年5月7日

２.分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続きの経過

(1) 株主の差止請求

会社法第784条の2の規定に基づく本会社分割の差止めを請求した株主はおり

ませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

承継会社は分割会社の発行済株式の全部を保有する特別支配会社であるため、会社法第 785 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、同条第 1 項の株式買取請求を行うことができる株主は他に存在せず、本手続について該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

分割会社は、該当する新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定に基づく新株予約権買取請求の手続について該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

本会社分割に伴う分割会社の債務の承継は併存的債務引受の方法によるものであるため、分割会社に対して債務の履行を請求することができない分割会社の債権者は存在しません。従いまして、会社法第 789 条第 1 項第 2 号で規定する異議を述べることができる債権者が存在しないため、該当事項はありません。

3.承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 株主の差止請求

本会社分割は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する簡易分割に該当する場合であるため、会社法第 796 条の 2 但書に基づき、本手続について該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本会社分割は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する簡易分割に該当する場合であるため、会社法第 797 条第 1 項但書に基づき、本手続について該当事項はありません。なお、承継会社は、同条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2021 年 4 月 2 日付で承継会社の株主に対し電子公告にて公告を行いました。

(3) 債権者の異議

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2021 年 4 月 2 日付で承継会社の債権者に対し官報及び電子公告にて公告を行いましたが、同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はおりませんでした。

4．本会社分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本会社分割の効力発生日である 2021 年 5 月 7 日をもって、本会社分割

契約書の定めに従い、分割会社の子会社等に係る株式管理事業及び第 1 回無担保社債に係る社債管理事業に関して有する権利義務を承継しました。承継会社が本会社分割により分割会社から承継した資産及び負債の額は、監査未了のため未確定ですが、2020 年 3 月末日時点の参考額は、以下のとおりです。

承継資産の額：111,071 百万円

（内訳：流動資産　10,000 百万円、固定資産　101,071 百万円）

承継負債の額：　10,000 百万円

（内訳：固定負債　10,000 百万円）

５．本会社分割に係る登記をした日

2021 年 5 月 7 日付で会社法第 923 条に規定する変更の登記を申請する予定です。

６．その他本会社分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上